

酪農学園とわの森三愛高等学校同窓会 会則

(名称)

第1条 本会は学校法人酪農学園とわの森三愛高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局をとわの森三愛高等学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の交わりを深めるとともに、母校の発展に寄与する。また、酪農学園同窓会連合会との連携を密にして、併せて酪農学園教育の振興に寄与する。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の異動の把握
2. 会報（会誌）の発行
3. 在校生との連携と学校行事への参加と助成
4. 各部会（機農会・三愛会）、各期別及び地方支部同窓会と連絡調整
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員
とわの森三愛高等学校の卒業生
機農会 旧機農会の会員
三愛会 旧三愛会の会員
2. 賛助会員 母校の現・旧職員

(運営)

第6条 本会に次の会議を置く。

1. 役員会 役員会は本会事業の計画と執行にあたる。
2. 幹事会 幹事会は本会事業の計画と執行について、役員と共にあたる。
3. 代表者会 代表者会議は、本会事業の計画と執行について、会長と各部会（機農会・三愛会）の代表者との連携と調整にあたる。
4. 総会 事業、会計報告、役員の選出、会則の変更、その他必要事項。
定例総会 5年に1回とし、代議員総会とする。
臨時総会 会長が認めた時に開催する。

(役員・幹事・代表・代議員)

第7条 本会は次の執行役員及び幹事、代表者を置く。執行役員は総会にて選出し、任期は5年とする。但し、再任を妨げない。

- | | | | | | |
|------------|--|-----|-------|-----|----------|
| 1. 執行役員 | 会 長 | 1 名 | 副会長 | 3 名 | |
| | 事務局長 | 1 名 | 事務局次長 | 2 名 | |
| | 書 記 | 3 名 | 会 計 | 2 名 | 会計監査 2 名 |
| 2. 学 年 幹 事 | 各期クラス幹事より2名を互選する。 | | | | |
| 3. クラス幹事 | 各クラスより2名を選出する。主に、クラス会の開催、会員の異動把握。 | | | | |
| 4. 代 表 者 | 各部会（機農会・三愛会）ごとに、正代表1名・副代表2名を互選する。主に各部会（機農会・三愛会）の連絡と調整。 | | | | |
| 5. 代 議 員 | 代議員はとわの森三愛高等学校同窓会の学年幹事と各部会（機農会・三愛会）からそれぞれ3名ずつ選出し構成する。代議員は代表者と兼務することができる。代議員が不在のときは代理をおくことができる。 | | | | |

(顧問・相談役)

第8条 本会に顧問を置く。また、名誉顧問、相談役を置くことができる。
(役員会にて決定し、会長が委嘱する。)

(会計)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
正会員費は7,000円とする。(会費は本学在学時に徴収し、2年次に2,000円、3年次に5,000円徴収する。)

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(改訂)

第11条 本会則の改訂は総会の議を経るものとする。

付則 本会則は1992年 3月 2日 施行
本会則は2000年 2月10日 一部改正
本会則は2002年 3月16日 一部改正
本会則は2012年11月24日 改正、施行